

(電子メール施行)
高 第 2 8 1 9 号
令 和 6 年 9 月 6 日

兵庫県内の介護施設、事業所 ご担当者 様

兵庫県福祉部高齢政策課長

令和6年度外国人介護人材受入施設環境整備事業の募集について（ご案内）

平素より介護保険制度の円滑な運営にご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、兵庫県では、外国人介護人材が日本人職員と緊密なコミュニケーションを確立し、早期のスキルアップ及び職場への定着を図るための多言語翻訳機の導入支援と、特定技能外国人等の介護福祉士資格取得のための学習を支援する補助事業について、2次募集を開始します。

つきましては、申請要件及び申請書類などを県ホームページに掲載いたしましたので、ご確認いただくとともに、貴施設、事業所において当該事業の実施を希望される場合は、交付申請書等を下記提出先に送付いただきますようお願いいたします。

記

1 事業の概要

(1) 外国人介護職員コミュニケーション支援事業

外国人介護職員（介護技能実習生、特定技能（介護）、EPA等）を受け入れている兵庫県内の介護施設、事業所が、介護業務に必要な多言語翻訳機を導入する経費を補助

- ①補助基準額 1施設、事業所あたり150千円
(1台あたり30千円、かつ5台を上限)
- ②補助率 2/3
- ③補助額 1施設、事業所あたり上限100千円
- ④対象期間 令和6年10月1日から令和7年3月31日

(2) 特定技能(介護)外国人等資格取得支援事業

特定技能(介護)外国人（技能実習3年目以降で特定技能へ移行予定の者を含む）を受け入れている兵庫県内の介護施設、事業所が、介護福祉士資格取得に必要な取組（教材の購入、講習等への参加等）にかかる経費を補助

- ①補助基準額 1施設、事業所あたり、コミュニケーション支援事業を含め300千円
- ②補助率 2/3
- ③補助額 1施設、事業所あたり、コミュニケーション支援事業を含め上限200千円
- ④対象期間 令和6年10月1日から令和7年3月31日

2 県ホームページへの様式等の掲載 <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/komyu.html>

3 提出書類

- ①基本情報一覧表
- ②補助金交付申請書

- ③収支予算書（別記）
- ④外国人介護人材受入施設環境整備事業所要額調書（別紙１）
- ⑤事業計画書（別紙２）
- ⑥誓約書
- ⑦債権者登録書
- ⑧委任状（口座名義人が法人の代表者と異なる場合に必要【要押印】）
- ⑨見積書等（商品名、単価が分かるもの。物品のカタログ、研修のチラシでも可）
- ⑩【コミュニケーション支援事業のみ】

多言語翻訳機の仕様書・パンフレット等（介護用語が導入されていることが分かる書類。POCKETALK（ポケトーク）購入予定の場合は、提出不要）

4 提出期限

令和6年9月30日（月）必着

※予算額に達し次第募集を締切ります。

5 提出先（郵送および下記システムの両方に送付願います。）

①兵庫県福祉部高齢政策課介護人材対策班

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1

※封筒に「外国人介護人材事業 申請書在中」と記載してください

②下記システムに登録してください

（上記3①～⑧のエクセルファイル、⑨⑩のPDF ファイルを送付願います。）

<https://hyogoken.form.kintoneapp.com/public/ukeirekannkyouseibi>

6 今後の予定

令和6年9月 事業計画書提出

～10月 交付決定通知

12月 実績報告提出（1回目）

令和7年1月 補助金支払い（1回目）

4月 実績報告提出（2回目）

～5月 補助金支払い（2回目）

※介護福祉士国家試験の受験状況・合格状況を調査させていただきます。

<問い合わせ先>

兵庫県 福祉部 高齢政策課 介護人材対策班

担当：宮本

TEL 078-341-7711（内線 2733）

FAX 078-362-9470